

「カバード・ワラントの契約締結前交付書面」の一部改正について

平成23年6月29日
(下線部分変更)

新	旧
<p>4P 中段</p> <p>本ワラントの発行者である <u>e ワラント・ファンド・リミテッド</u>若しくは<u>ゴールドマン・サックス・インターナショナル、ゴールドマン・サックス・インターナショナル</u>が発行者である<u>本ワラントの保証会社</u>であるザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク、又はオプションが対象とする有価証券の発行者が破綻等の事態に陥った場合には、本ワラントに表章されるオプションに基づいて生じる支払請求権の一部又は全部が支払われない可能性があります。</p>	<p>4P 中段</p> <p>本ワラントの発行者である<u>ゴールドマン・サックス・インターナショナル及び保証会社</u>であるザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク、オプションが対象とする有価証券の発行者が破綻等の事態に陥った場合には、本ワラントに表章されるオプションに基づいて生じる支払請求権の一部又は全部が支払われない可能性があります。</p>
<p>6P 中段</p> <p>対象原資産である株式（以下「関連株式」といいます）1株に対して2株を超える割合で株式分割が行われる場合</p> <p>関連株式の株式分割に係る効力発生日が基準日の翌日であること、及び 本ワラントのマーケット・マイクを継続することが可能と計算代理人が判断していること、という以上2つの条件が全て満たされている場合にはこの規定は適用されません。）。この場合、株式分割権利付売買最終日に本ワラントの満期前強制買戻しが行われます。発行者は当該本ワラントの保有者に対して、その対価として同日の取引開始時における買取価格相当額に 5%を上乗せした金額を支払います。</p>	<p>6P 中段</p> <p>対象原資産である株式（以下「関連株式」といいます）1株に対して2株を超える割合で株式分割が行われる場合（2004年8月以降に新規に発行された本ワラントに対して適用されます。ただし、2006年11月16日以降は、2006年3月以降に発行された本ワラントであること、関連株式の株式分割に係る効力発生日が基準日の翌日であること、及び 本ワラントのマーケット・マイクを継続することが可能と計算代理人が判断していること、という以上3つの条件が全て満たされている場合にはこの規定は適用されません。）。この場合、株式分割権利付売買最終日に本ワラントの満期前強制買戻しが行われます。発行者は当該本ワラントの保有者に対して、その対価として同日の取引開始時における買取価格相当額に 5%を上乗せした金額を支払います。</p>

以上